平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市公園条例(昭和53年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第2条の2」に改める。

第1条中「管理等」を「設置、管理等」に改める。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第2条の次に次の4条を加える。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、 次条及び第2条の4に定めるところによる。

(市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市 街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上と する。

(都市公園の配置及び規模の基準)

- 第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。
 - (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に 居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタ ールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準として定めること。

- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩 圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4 へ クタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として 風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地 である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は 観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園 を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分 発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

- 第2条の5 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。
 - (1) 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。)第 5 条第 2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第 5 項に規定する教養施設、同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設である建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度としてこの条の本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。
 - (2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの条の本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- (3) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の 高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合においては、 当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの条の本文又 は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- (4) 政令第6条第1項第4号に規定する仮設公園施設(3月を限度として公園施設として 臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。以下同じ。)を設ける 場合においては、当該仮説公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限 度としてこの条の本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができ る。

第6条第1号中「(法第2条第2項各号に掲げるものをいう。以下同じ。)」を削る。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。